

「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年6月
世界錦鯉サミット実行委員会

1 業務の概要

(1) 業務名

「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務

(2) 目的

世界共有の鑑賞魚（観賞魚）である錦鯉産業の健全な発展のため、その価値と品質の維持に対する共通認識を持ち、世界の錦鯉文化の広がりや成長産業化の可能性を再度共有するため、「世界錦鯉サミット 2026」を新潟県で開催する。日本主導で流通や品質保証等を議論する場とし、新たなルールを提案することで、日本産錦鯉のブランド力の向上と輸出拡大を図る。

また、「世界錦鯉サミット 2026」に合わせて、本県に駐日外交団を招聘し、県内視察や歓迎レセプション等の場面において、錦鯉はじめ、本県の多様な食文化や観光、特産品等をPRし、今後の本県及び関係自治体と諸外国との交流人口の拡大や経済交流の活性化につなげる。

(3) 業務内容

「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務は以下の2つの業務とする。

業務1 「世界錦鯉サミット 2026」関連事業実施業務

（別紙1 「世界錦鯉サミット 2026」関連事業実施業務委託仕様書）

業務2 「駐日外交団受入事業（駐日外交団地方視察ツアー）」実施業務

（別紙2 「駐日外交団受入事業（駐日外交団地方視察ツアー）」実施業務委託仕様書）

(4) 実施主体

世界錦鯉サミット実行委員会（以下「実行委員会」という）

構成団体：新潟県、長岡市、小千谷市、一般社団法人全日本錦鯉振興会

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日（木）まで

(6) 委託先選定数

業務ごとに委託先を選定する。

業務1 1者

業務2 1者

審査結果により、同一の参加者が業務1と業務2を兼ねることができる。

2 見積限度額

総額 57,810,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

うち業務1は52,485,000円、業務2は5,325,000円

ただし、業務1と業務2を兼ねる場合は総額を上限に融通を可能とする。

3 公募方法及び公募型プロポーザル実施要領の交付

(1) 公募方法

新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/>

(2) 掲載期間

令和8年6月12日（金）から令和8年7月10日（金）まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページに掲載されたファイルをダウンロードする。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・募集公示 | 6月12日（金） |
| ・質問提出期限 | 6月19日（金）17時 |
| ・質問に対する回答 | 6月26日（金） |
| ・参加申込期限 | 7月2日（木）17時 |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 7月3日（金） |
| ・企画提案書の提出期限 | 7月10日（金）17時 |
| ・審査委員会 | 7月15日（水） |
| ・審査結果の通知 | 7月16日（木） |

5 資格要件

次の掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 募集要領の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ・期限：令和8年6月19日（金）17時（必着）
- ・提出先：下記「13 問合せ先」に同じ
- ・方法：質問書（様式1）を電子メールにより送付すること。
- ・補足：別途、電話により提出した旨の連絡を行うこと。また、電子メールの件名は「公募型プロポーザル質問（「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務）」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ・回答日：令和8年6月26日（金）
- ・回答方法：新潟県ホームページに質問と回答のみを掲載する。

7 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

- ・期限：令和8年7月2日（木）17時（必着）
- ・提出先：下記「13 問合せ先」に同じ
- ・提出書類：以下の①から⑤の書類を各1部提出すること。
 - ① 参加申込書（様式2）
 - ② 会社概要（様式3）
 - ③ 過去3年間における類似業務の業務実績（様式4）
※特にない場合は提出不要
 - ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県納税証明書
※参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。
 - ⑤ 法人等の概要がわかるパンフレット等の資料
- ・方法：郵送又は持参
郵送の場合は、郵便書留等書類の到達を確認できる方法によること。
また、封筒に「「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、電子メールにより、7月3日（金）に提案資格の確認結果を通知する。

8 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

委託仕様書を踏まえ、以下の①から⑤について記載すること。

なお、様式は自由とするが、以下の要件を満たすこと。

- ・サイズ：A4判片面、左綴じ
- ・体裁：横書き、文字サイズは10.5ポイント以上
- ・表紙に「「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。

- ① 企画概要
企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。
- ② 会場計画
会場内及び会場周辺のレイアウト、会場装飾、PRブースの設置計画、人員配置等について記載すること。
- ③ 広報計画
ポスター、リーフレット、手提げ袋及びウェブサイトのデザイン、メディアを活用した広報の実施計画を記載すること。
- ④ 実施体制
事業実施体制について記載すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法が分かるように記載すること。
- ⑤ 事業実施に向けたスケジュール
全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

イ 見積書（様式任意）

各業務の見積総額及び内訳を作成し、代表者名を明記、押印すること。なお、欄外に担当者名及び担当者連絡先の記載があれば押印は不要である。

(2) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出期限等

- ・ 期 限：令和8年7月10日（金）17時（必着）
- ・ 提 出 先：下記「13 問合せ先」に同じ
- ・ 方 法：郵送又は持参

郵送の場合は、郵便書留等書類の到達を確認できる方法によること。
また、封筒に「世界錦鯉サミット開催推進事業」関連事業実施業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) その他

- ・ 参加者は、各業務に対し1つの提案しか行うことができない。
- ・ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

9 審査方法

審査は各業務で実施する。

審査基準（別紙3-1、3-2）に基づき、審査委員会が、提出された提案書を書面審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

11 契約の締結

実行委員会は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結にあたり暴力団の排除に関する誓約書（様式6）を提出すること。提出がない場合は、契約を締結しない。

12 その他の留意事項

- (1) 本契約の名義は世界錦鯉サミット実行委員会並びに一般社団法人全日本錦鯉振興会とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (4) 審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は返却しない。

- (6) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」（様式5）を提出すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (8) 本業務において、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報取扱特記事項」（別紙4）によることとする。また、業務の実施にあたっては、「情報セキュリティ関連業務特記事項」（別紙5）に十分配慮すること。
- (9) 契約締結までの間に、実行委員会との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

13 問合せ先

世界錦鯉サミット実行委員会事務局（担当：吉田・安藤）
（新潟県農林水産部 水産課 内水面係）
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電 話 025-280-5315
メール ngt060060@pref.niigata.lg.jp